



国土を整え、全力で備える  
国土交通省  
中国地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

**お知らせ**

平成30年 5月24日

資料提供先 三次記者クラブ

## 江の川上流の河川環境改善にかかわる 地域の皆様と情報交換を行います。

～ 第3回 江の川上流河川環境改善協議会※を開催～

平成27年度江の川水系河川整備計画では、これまでの「治水」「利水」のほかに「河川環境の整備と保全」を加え、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう地域のニーズをふまえ、地元自治体と連携して川づくりを推進することとなっています。

江の川水系河川整備計画と時を同じくして、平成27年度より河川環境の改善に向けた本協議会がスタートしており、今年度も引き続き、江の川上流における河川環境の改善を推進するため、河川環境に携わる皆様との情報交換及び環境保全活動の調整のための会議を開催します。

※「江の川上流河川環境改善協議会」

国、広島県、三次市、安芸高田市、三次市観光協会、江の川漁協、可愛川漁協及び地域活動団体などの関係機関による情報交換や環境保全活動の調整を行い、河川環境の改善の取り組みを推進するものです。

### 記

・日 時 平成30年 5月29日(火) 13:00～15:00

・場 所 国土交通省 三次河川国道事務所 2F会議室

●問合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

副所長(河) いなわかたかはる  
稲 若 孝 治

【担 当】 河川管理課長 うちだあつひさ  
内 田 敦 久

【広報担当窓口】 調査設計課長 いとうのりまさ  
伊 藤 法 政

TEL : (0824) 63 - 4121 (代表)

FAX : (0824) 63 - 3132

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi>

# 第3回 江の川上流河川環境改善協議会

## 議事次第

日時 : 平成30年5月29日(火) 13:00~15:00  
場所 : 国土交通省 三次河川国道事務所 1号会議室(2階)

## 次第

1. 開会
2. あいさつ  
江の川上流河川環境改善協議会 会長
3. 出席者紹介
4. 議題
  - 1) 規約改正
  - 2) 平成29年度 活動内容の報告
  - 3) 河川管理者からの活動報告
    - ・土師ダム・灰塚ダム フラッシュ放流結果報告
    - ・オオカナダモ除去等に関する状況報告
    - ・江の川一斉清掃実施結果報告
    - ・環境学習について
  - 4) 意見交換
5. その他連絡事項
6. 閉会

# 江の川上流河川環境改善協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、江の川上流河川環境改善協議会（以下「協議会」という）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、江の川上流域の河川環境の改善を図るため関係機関の情報交換及び事業・活動調整をもって、円滑で計画的な河川環境の改善の取組を推進することを目的とする。

(範囲)

第3条 協議会において、調整する対象範囲は下記のとおりとする。

- 江の川：三次河川国道事務所直轄管理区間
- 上下川：灰塚ダムから馬洗川合流地点
- 上記区間において流入するその他の支川

(協議事項)

第4条 協議会は、前項の目的を達成するため、次の事項に関する情報交換・調整を行う。

- 河川の現状及び環境改善に関する事項
- 環境改善を目的とした河道整備に関する事項
- 外来種に関する事項
- ダム放流に関する事項
- 河川の清掃に関する事項
- 河川環境啓発に関する事項

(組織)

第5条 協議会は別表－1に掲げる関係機関の委員によって組織する。

2. 協議会に会長および副会長を各1名置き、会長は三次河川国道事務所所長、副会長は土師ダム管理所長をもってあてる。
3. 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
4. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
5. 協議会は必要に応じて有識者の専門的な助言を求めることが出来る。

(協議会の招集)

第6条 協議会は第4条に定める協議事項を処理するため、会長が招集する。

(部会)

第7条 協議会はその必要に応じて、専門部会を設けることができる。

2. 「土師ダム・灰塚ダム環境放流検討部会」を設ける。
3. 「江の川上流河道環境改善検討部会」を設ける。

(公開)

第8条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 事務局は三次河川国道事務所河川管理課に置く。

(規約の改正)

第10条 この規約を改正する必要があると認められたときは、協議会において同意を得る。

(雑則)

第11条 この規約に定めるほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会にはかって定める。

(附 則) 本規約は平成27年11月10日から施行する。

本規約は平成28年 7月20日から施行する。

別表－ 1

## 委員会名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
国土交通省 三次河川国道事務所	所長	道中 貢	役職指定
国土交通省 土師ダム管理所	所長	庄司 俊介	役職指定
広島県 河川課	課長	木村 成弘	役職指定
広島県 水産課	課長	飯田 悦左	役職指定
広島県 環境保全課	課長	河村 敏成	役職指定
三次市 建設部	部長	坂本 高宏	役職指定
安芸高田市 建設部	部長	蔵城 大介	役職指定
江の川漁業協同組合	組合長	辻駒 健二	
可愛川漁業協同組合	組合長	土佐 一幸	
NPO 法人 みよし子育て・学び支援あすなる	理事長	黒田 明憲	
一般社団法人 三次市観光協会	会長	信國 秀昭	
江の川カップ道場	代表	神田 武雄	

別表－ 2

## 有識者名簿

所 属	氏 名	専 門	備 考
広島大学大学院教授	河原 能久	河川工学	
元広島県水産試験場長	村上 恭祥	水産・魚類	
元祇園北高校教諭	内藤 順一	生態	
河川環境保全モニター	卯山 善章	地質・植物・鳥類	河川環境保全モニター
河川環境保全モニター	佐々木 且之	植物	河川環境保全モニター

( 別添資料 )

## 江の川上流河川環境改善協議会の開催について ( 報道の方へ )

標記会議について下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 . 開催日時

平成30年5月29日(火) 13:00から(2時間程度を予定)

#### 2 . 開催場所

三次市十日市西6丁目2番1号 三次河川国道事務所 2階会議室

#### 3 . 会議の公開

- ・カメラ撮り等は、冒頭の挨拶まで可能です。

#### 4 . 報道関係者の受付

- ・受付日時：平成30年5月29日(火) 12:30～13:00まで
- ・受付場所：三次河川国道事務所 2階会議室
- ・事前の登録は不要です。
- ・当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。

#### 5 . 取材に当たっての注意事項

取材に当たっては、以下の注意事項をご確認いただき、その遵守へのご協力をお願いします。

- ・取材に必要な電源は、各社(各自)にてご用意下さい。
- ・事故防止の観点から、取材に当たっては節度ある行動をお願いします。
- ・会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。